

○上越市重度心身障害者医療費助成規則

昭和58年3月31日

規則第9号

改正 昭和58年6月21日規則第24号

昭和59年10月31日規則第42号

昭和62年3月25日規則第12号

昭和63年9月26日規則第28号

平成元年4月1日規則第22号

平成3年12月26日規則第41号

平成5年7月30日規則第31号

平成7年3月28日規則第9号

平成7年9月29日規則第45号

平成9年3月27日規則第16号

平成9年6月25日規則第38号

平成9年8月22日規則第42号

平成9年10月28日規則第46号

平成10年6月24日規則第31号

平成11年3月25日規則第13号

平成12年12月28日規則第58号

平成13年2月20日規則第1号

平成14年3月20日規則第5号

平成14年7月29日規則第43号

平成14年9月30日規則第52号

平成15年7月31日規則第43号

平成16年11月29日規則第39号

平成16年12月28日規則第170号

平成19年10月9日規則第109号

平成20年3月31日規則第33号

平成21年4月7日規則第33号

平成23年3月22日規則第4号

平成26年9月30日規則第32号

(目的)

第1条 この規則は、重度心身障害者（以下「障害者」という。）に対し、医療費の一部を助成し、もって障害者の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）

2 この規則において「医療費」とは、医療保険各法に規定する療養に要した費用（健康保険法第76条第2項又は高齢者医療確保法第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）及び医療保険各法に規定する指定訪問看護又は指定老人訪問看護に要した費用（健康保険法第88条第4項又は高齢者医療確保法第78条第4項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）をいう。

3 この規則において「自己負担額」とは、医療費から医療保険各法に規定する保険給付及び法令等により国又は地方公共団体が負担する額を控除した額をいう。

4 この規則において「入院時食事療養標準負担額」とは、医療保険各法に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額（健康保険法第85条第2項又は高齢者医療確保法第74条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額）をいう。

5 この規則において「入院時生活療養標準負担額」とは、医療保険各法に規定する入院時生活療養費に係る標準負担額（健康保険法第85条の2第2項又は高齢者医療確保法第75条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額）をいう。

6 この規則において「減額認定証」とは、医療保険各法による標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証をいう。

(受給資格者等)

第3条 この規則により医療費、入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額

(以下「医療費等」という。)の助成を受けることができる者は、本市に住所を有する者で、医療保険各法の規定による被保険者(市町村が行う国民健康保険の被保険者を除く。)及びその被扶養者並びに本市が行う国民健康保険の被保険者であって、次の各号のいずれかに該当するもの(入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額の助成にあつては、減額認定証の交付を受けている者に限る。以下「受給資格者」という。)とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者を除く。

- (1) 重度知的障害者 新潟県知事が交付する療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAと判定されている者
  - (2) 重度身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の等級が1級、2級又は3級の者
  - (3) 障害の程度が前2号に掲げる者と同程度であると認められる者
- 2 次の各号のいずれかに該当する受給資格者については、該当する年の9月から翌年8月までは助成しない。
- (1) 受給資格者の前年の所得(1月から8月までの間にこの規則による助成を受けようとする場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。)第7条に定める額を超える受給資格者
  - (2) 受給資格者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で当該受給資格者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて施行令第2条第2項に定める額を超える受給資格者
- 3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養義務者の所有に係る住宅、家財又は施行令第3条に規定するその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年8月までの助成については、前項の規定を適用しない。
- 4 第2項各号に規定する所得の範囲は、施行令第4条に規定する所得の範囲とする。

5 第2項各号に規定する所得の額の計算方法は、次の各号に掲げる所得の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第2項第1号に規定する所得 施行令第8条第3項に規定する所得の額の計算方法
- (2) 第2項第2号に規定する所得 施行令第8条第4項に規定する所得の額の計算方法  
(受給資格の申請)

第4条 医療費等の助成を受けようとする者は、重度心身障害者医療費受給資格認定兼受給者証交付申請書に次に掲げる書類等を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 加入医療保険証
- (2) 療育手帳又は身体障害者手帳（前条第1項第3号に該当する者を除く。）
- (3) 減額認定証（保険者から交付を受けている者に限る。）
- (4) 前条第2項各号に規定する所得の内容を確認できる書類

2 市長は、前項に規定する申請書に添えて提出する書類等により確認すべき事項を公簿等によって確認できるときは、当該書類等の提出を省略させることができる。

(受給者証の交付)

第5条 市長は、前条に規定する申請に基づき審査し、受給資格者であると認めるときは、当該申請者に対し受給者証を交付するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請に基づき審査し、当該申請者が受給資格者でないと認めるときは、当該申請者に対し重度心身障害者医療費受給資格申請却下通知書により通知するものとする。

(受給者証の有効期間)

第6条 前条第1項の受給者証（以下「受給者証」という。）の有効期間は、9月1日から翌年8月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、最初に交付される受給者証の有効期間は、受給者証の交付された日の属する月の翌月の初日から最初に到来する8月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(受給者証の更新)

第7条 市長は、現に受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が受給者証の有効期間満了時においても引き続き受給資格者であると認めるときは、前条第1項に定める有効期間の範囲内において受給者証を更新し、当該受給者に対し受給者証を交付するものとする。ただし、受給者が第3条第2項各号のいずれかに該当するときは、受給者証の更新を行わないものとし、当該受給者に対してその旨を通知するものとする

(助成の停止)

第8条 市長は、受給者が第3条第2項各号のいずれかに該当すると認めて助成を停止するときは、当該受給者に対し重度心身障害者医療費助成停止通知書により通知するものとする。

(受給者証の再交付)

第9条 受給者証を破損し、又は亡失し再交付を受けようとするときは、重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、受給者証を再交付するものとする。

(受療の手続)

第10条 受給者が療養を受けるときは、医療機関等に加入医療保険証及び受給者証を提出しなければならない。

2 受給者のうち減額認定証の交付を受けている者（以下「減額認定者」という。）が医療保険各法に規定する食事療養又は生活療養（以下「食事療養等」という。）を受けるときは、前項において提出すべきもののほか減額認定証を医療機関等に提出しなければならない。

(助成額)

第11条 市長は、受給者の自己負担額から次に掲げる額を控除した額を助成するものとする。

(1) 医療保険各法に規定する療養（入院に係るものを除く。）を受けるとき 保険医療機関等（医療保険各法に規定する薬局を除き、同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療にあつては、診療ごとに別の保険医療機関等とみなす。以下この条において同じ。）ごとに1日につき530円。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次に定める額

ア 1日に受ける療養に係る自己負担額が530円を超えない場合 当該自己負担額

イ 同一の保険医療機関等において1月に5回以上療養を受けるときで、5回目以降の療養を受けるとき。 0円

(2) 医療保険各法に規定する療養のうち入院に係るものを受けるとき 保険医療機関等ごとに1日につき1,200円

(3) 医療保険各法に規定する指定訪問看護又は指定老人訪問看護を受けるとき 指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円

2 市長は、減額認定者が入院時食事療養標準負担額又は入院時生活療養標準負担額を支払

わなければならない場合又は支払った場合において、当該支払額を助成するものとする。

(助成金交付の申請及び方法)

第12条 受給者が医療費等の助成を受けようとするときは、本人又は保護者が1月を単位として、県障医療費助成申請書を市長に提出するものとする。ただし、市長と協定等を締結している柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師の施術を受けた場合で、当該柔道整復師に前条に規定する助成額の受領を委任するときは、県単医療費助成申請書を当該柔道整復師を経由して市長に提出するものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、受給者のうち医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者が医療保険各法に規定する保険医療機関等で療養及び食事療養等を受けた場合には、市長は、当該保険医療機関等に前条の規定により算定した額を支払うことによつて助成を行うものとする。

(助成額の決定通知)

第13条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書の内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定したときは、重度心身障害者医療費支給決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、前条第1項ただし書の規定による申請については、申請者への通知を省略することができるものとする。

(助成金の支給制限)

第14条 受給者が第18条の規定によるほか次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の全部又は一部を支給しないものとする。

- (1) 故意の犯罪行為により負傷し、又は故意に疾病にかかったとき。
- (2) この規則に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が不相当と認めたとき。

(助成金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の行為により、助成金の支給を受けた者に対し、既に支給した助成金の全部又は一部について、返還を命ずることができる。

(変更の届出)

第16条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、重度心身障害者医療費受給者変更届に受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名の変更
- (2) 居住地の変更
- (3) 医療保険の種類又は加入医療保険証若しくは減額認定証の記載事項の変更

(資格喪失の届出)

第17条 受給者(第3号に掲げる事由による場合は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条の規定による届出義務者)は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、重度心身障害者医療費受給資格喪失届に受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 受給者が市外に転出したとき。
- (2) 受給者の障害の程度が軽減し、第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 受給者が死亡したとき。

(第三者行為による被害の届出等)

第18条 受給者は、医療費等の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、重度心身障害者医療費受給者被害届に受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、受給者に係る医療費等の支給事由が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、当該第三者から損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度において医療費等の全部若しくは一部を助成せず、又は助成した医療費等の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(申請書等の様式)

第19条 この規則に規定する申請書等の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。  
(上越市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の廃止)
- 2 上越市重度心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年上越市規則第40号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に、上越市重度心身障害者医療費助成条例及び上越市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定によってされた諸手続については、この規則の相当規定によってされたものとみなす。

(市町村合併に伴う特例)

- 4 平成17年1月1日前に旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧柿崎町、旧大潟

町、旧頸城村、旧吉川町、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村、旧三和村及び旧名立町に住所を有していた者で、この規則に相当する医療費の助成に関する条例等（以下「旧条例等」という。）に基づく助成対象者であったものの同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、この規則の規定にかかわらず、旧条例等の定めるところによる。

- 5 旧条例等の規定により交付された受給者証は、当分の間、第5条第1項の規定により交付された受給者証とみなす。

附 則（昭和58年規則第24号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行に伴ない、新たに助成対象者（障害発生の時期が65歳達年後の者に限る。）のうち昭和58年7月31日までに受給資格の申請をしたものの受給者証の有効期間の始期については、改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則第7条の規定にかかわらず、次の各号に定める日とする。

- (1) 障害発生の時期が昭和58年4月1日以前の者

昭和58年4月1日

- (2) 障害発生の時期が昭和58年4月1日以後の者

対象者の要件を満たした日の属する月の初日

附 則（昭和59年規則第42号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則(以下「旧規則」という。)第5条の規定により受給者証の交付を受けている者(老人保健法の適用を受ける者を除く。)は、改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則(以下「新規則」という。)第5条の規定により受給資格の認定を受けている者とみなす。
- 4 旧規則第5条の規定による受給者証(老人保健法の適用を受ける者に係る者を除く。)は、新規則第5条の規定による受給者証とみなす。この場合における受給者証の有効期間は、新規則第7条の規定にかかわらず、施行日から昭和62年8月31日までとする。
- 5 施行日に交付された受給者証の有効期間は、新規則第7条の規定にかかわらず、施行日から昭和62年8月31日までとする。

附 則(昭和63年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第41号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に交付されている第2条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則第2号様式その1及びその2による受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、第2条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則第2号様式その1及びその2による受給者証とみなす。

附 則(平成5年規則第31号)

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる食事療養について適用する。
- 3 健康保険法等の一部を改正する法律(平成6年法律第56号。以下「法」という。)の施行前における社会保険各法に規定する看護の療養のうち付添看護については、法附則第

4条第1項及び第2項、第12条、第17条、第47条第2項及び第3項並びに第49条第2項及び第3項の規定に基づき、引き続き療養の給付とみなして助成する。

附 則（平成7年規則第45号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第3条の規定及び第2条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則第3条の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条の規定及び第2条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則第2条の規定は、平成7年10月1日以後に行われる指定訪問看護について適用する。

附 則（平成9年規則第16号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第38号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則の規定及び第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成9年規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則の規定、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定及び第4条の規定による改正後の上越市妊産婦及

び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定により交付されている受給者証及び第3条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定により交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、それぞれ第1条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する受給者証及び第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則に規定する受給者証とみなす。

附 則（平成10年規則第31号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第58号）

（施行期日）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中上越市老人医療費助成規則第9条の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分を除く。）、第2条中上越市重度心身障害者医療費助成規則第2条及び第10条の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分を除く。）並びに第3条中上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第2条及び第9条の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分を除く。） 平成13年1月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成13年1月6日

（経過措置）

- 2 第1条の規定（前項第1号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の上越市老人医療費助成規則の規定、第2条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定及び第3条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、平成13年1月1日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

- 3 平成13年1月1日前に交付されている第2条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則第2号様式（その3）及び第3条の規定による改正前の上越市ひとり

親家庭等医療費助成規則第3号様式(その3)による受給者証は、それらの有効期間が終了するまでの間、それぞれ第2条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則第2号様式(その3)及び第3条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第3号様式(その3)による受給者証とみなす。

附 則(平成13年規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に交付されている第1条の規定による改正前の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則第4号様式、第2条の規定による改正前の上越市老人医療費助成規則第4号様式、第3条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則第3号の2様式及び第4条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第5号の2様式による県単医療費助成金請求内訳書は、当分の間、それぞれ第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則第4号様式、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則第4号様式、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則第3号の2様式及び第4条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則第5号の2様式による県単医療費助成金請求内訳書とみなす。

附 則(平成14年規則第5号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則の規定、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則の規定、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定及び第4条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、平成14年1月1日以後に行われた医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成14年規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条及び第8条の規定は、平成14年9月1日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

(申請の特例)

- 3 平成14年8月1日前に改正後の第4条第1項の規定による受給資格の申請を行う者については、同項の規定にかかわらず、同項第1号及び第6号に掲げる書類等の添付を要しない。

附 則 (平成14年規則第52号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第1条の規定による改正前の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の上越市老人医療費助成規則、第3条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第5条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第5条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則 (平成15年規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第1条の規定による改正前の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の上越市老人医療費助成規則、第3条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第4条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、第1条の規定による改正後の上越市妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の上越市老人医療費助成規則、第3条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費

助成規則及び第4条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則（平成16年規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則に規定する様式は、改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の相当する様式とみなす。

附 則（平成16年規則第170号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第109号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第2条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、それぞれ、平成18年10月1日以後に行われた医療等に係る助成について適用し、同日前に行われた医療等に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第1条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第2条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する受給資格証（以下「改正前の受給資格証」という。）は、当分の間、それぞれ、第1条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第2条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する受給資格証として使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している第1条の規定による改正前の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第2条の規定による改正前の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式（改正前の受給資格証の様式を除く。）は、当分の間、それぞれ、適宜、適切な修正を加えて、第1条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第2条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則（平成20年規則第33号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(上越市重度心身障害者医療費助成規則及び上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部改正に伴う適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則及び第3条の規定による改正後の上越市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる療養に係る助成について適用し、施行日前に行われた医療又は療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年規則第33号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市重度心身障害者医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る助成について適用し、同日前に行われた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年規則第32号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) その他の規定 平成26年10月1日